

資料

用語の説明

本文中で「※」のついている用語の説明です。

●ア行

芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和 25 年に国会で可決され、住民投票を経て公布された法律。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致と定住を図り、国際文化の向上と経済復興を目的としている。現在の総合計画の理念の基礎となっている。昭和 26 年 3 月 3 日法律第 8 号。

芦屋市住みよいまちづくり条例

この条例は、市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とする。平成 12 年 5 月 1 日施行。

芦屋庭園都市宣言

芦屋は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきた。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言する。平成 16 年 1 月 1 日宣言。

芦屋庭園都市アクションプログラム

芦屋庭園都市宣言に基づく取り組みとして市と市民が協働して行なう事業。市民とのワークショップによって五つのプログラムが提案された。

芦屋ブランド

芦屋市の山と海に囲まれた緑豊かな優れた住環境から生まれる個性あるまちづくりや魅力、芸術や文化、ライフスタイルのこと。

アイデンティティ

明確な存在意識。主体性。都市の個性や特徴を醸し出すことによって、都市の存在意義を示すこと。

アイドリングストップ運動

光化学スモッグや酸性雨の原因となる NOx（窒素酸化物）の排出量のうち、自動車の排出ガスが占める割合は約 60%に上るため、兵庫県では「環境の保全と創造に関する条例」によって、自動車の不必要なアイドリングを禁止するとともに、悪質なアイドリング放置については、罰則規定を設けている。

アクセシビリティ

接近性。交通機関や道路等の整備による、ある地点から目的地までの移動利便性や効率性をさす。

芦屋市都市景観条例

この条例は、芦屋市の景観の形成に関する必要な事項を定め、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。この条例によって、建築物を含む良好な景観の形成及び保全を行うとともに、屋外広告物、大規模建築物等の審査等を行う。平成 8 年 10 月 1 日施行。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

市政に対する市民の参画を推進するため、パブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住みよいまちづくりを目的として制定された条例。平成 19 年 4 月 1 日施行。

アドプト事業

「アドプト」とは、「養子にする」という意味で、行政と市民や市民団体との間で公園や道路を養子縁組し、市民団体の皆さんに維持管理していただく制度のこと。



アメニティ

生活環境や職場環境などの快適性。居住性が良いこと。快適で魅力ある都市生活環境。環境意識の高まりとともに、人々を取り巻く環境について、汚染されていないだけでは不十分であり、より快適で、感覚的にも「清々しくて気持ちよい」と感じられる都市環境が求められている。都市アメニティ。

雨水浸透樹

雨水を地中へ浸透させるため、ますの底面に碎石を充填するなどして、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養や湧水の保全にも効果がある。

雨水透水管

雨水を地中へ浸透させるため、雨水配管の周囲に孔を開け、その周りに碎石を充填するなどして、集水した雨水を地中に浸透させる。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養や湧水の保全にも効果がある。

ウォーターフロント

海・川・湖などに面する水際の地帯。従来、倉庫業や港湾施設が占めていたウォーターフロントを、水に接せられる都市部に残された貴重なアメニティの場として、ショッピングモールや居住地等に転用し活用されている。

エコ・ライフ・ミュージアム

人と環境とのすこやかな関わりを重視したまちづくりのこと。（芦屋市環境基本計画）

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織の略。市民によるまちづくりや高齢者支援、災害ボランティア活動や自然環境保護団体など様々な分野で活動する組織がある。

オープンスペース

公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって

覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。

●力行

海洋性レクリエーション

海浜や河口において、海水浴やヨット、ボート等のスポーツや、海辺の散策など、水に親しみ、豊かな自然とのふれあいを興ずるレクリエーション。

開発行為

開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

環境共生住宅

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、「地球環境の保全」、「周辺環境との親和性」、「居住環境の健康・快適性」の3つの要件を満たす住宅。企画・設計、材料調達、建築、使用、営繕、廃棄などの各段階における環境負荷を最小限に抑えるため、自然エネルギーの活用、有害物質を含まずリサイクル可能な建材の使用、周囲の自然環境や景観と調和した設計・デザインの採用などが求められる。

環境低負荷型建築物

地球温暖化、公共用水域の保全、ゴミ問題等に取り組むための、環境に対する負荷の小さい建築物。具体的には、省エネルギー性能の高い断熱建材を使用する方法や、節水型設備や高性能浄化槽等、汚濁負荷低減のための処置が施されている建築物。

環境基準

環境基本法に示された騒音基準。住居系で昼間55デシベル、夜間45デシベル。



環境ロードプライジング

料金に格差を設けることで、住宅地域から環境影響の少ない湾岸部などに大型車を中心とした車両を誘導すること。住宅地域への交通の集中による交通渋滞や大気汚染などを緩和して、沿道環境を改善することを目的とする。

協働

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」において、「協働」は「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定されていることから、本マスタープランはこの規定に基づき用いている。

近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年）」に基づいて指定される。既成市街地等の近郊にあって、良好な自然の環境を有する緑地を保全することによって得られる住民の健全な生活環境の確保等の効果が著しい区域で、当該区域内における宅地の造成や木竹の伐採などの一定の行為については知事に届出が必要。

旧山邑家住宅

20世紀最大の建築家、フランクロイドライト（FRANK LLOYD WRIGHT）設計の日本国内での代表的住宅建造物。この住宅は、大正年間ライトが帝国ホテル建設の目的で来日したとき設計したものの。1918年（大正7年）に、山邑家の別邸として設計されたが、ライトが滞在中には工事はおこなわれなかった。ライトが帰国後、彼の高弟、遠藤新や南信らによって建設された。棟札によると大正13年2月11日（1924年）に上棟式がおこなわれた。

帝国ホテルが有名であり過ぎたためか、ライトのわが国での住宅設計業績は従来疎んじられてきたが、わが国での12件の業績の半数に当たる6件は、住宅であった。現在、創建時の姿を留めているのは、この山邑家住宅のみであり、それだけに住宅作家と

してのライトの作品を、体験的に理解することのできる唯一の遺構ということになる。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

景観計画区域

景観計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物等の形態又は色彩その他の意匠（形態意匠）に関する変更命令を出すことができる。

景観地区

市町村は、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区を定めることができる。

景観地区内で建築物の建築等をしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定を受けなければならない。平成21年7月に市全域を景観地区に指定している。

下水道

下水道は、家庭や工場から出る汚水を集めて、きれいにして海や川に放流することによって環境を守り、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防ぐほか、雨水を集めて流し、まちを浸水から守るなど、日常生活を行う上で重要な都市施設。

建築協定

市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意の下に建築物の敷地・構造・用



途・形態・意匠などについて定める協定。

建築デザインのコントロール

都市美創出のため、建築物のデザインを誘導すること。地区特性や眺望のポイント、道路パターン、建築の意匠や色彩を検討するなど、基本的景観パターンの調査・研究を進めて、それを基にして、地区の都市デザインをコントロールして景観形成を図る。

公園の種類

①街区公園：都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として住区内に居住する者が容易に利用できる距離に配置する公園。面積 0.25ha を標準として配置する。②近隣公園：都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。小学校区を中心とする人口 8 千人から 1 万人程度の住区を一近隣住区として、一住区当たり 1 箇所とする。近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積 2ha を標準として配置する。③総合公園：主に一つの市町の区域内の市民が休息、散歩、レクリエーション、スポーツなどで利用するための公園。面積 10ha 以上を標準として配置する。

公共事業コスト縮減施策

競争性が乏しく、諸外国と比較して高コストな公共工事の工事費縮減のために、設計段階で 6%、工事で 4% 経費を縮減するために計画されたもの。

高度化

建築物の高層化。「高度化の抑制」とは、建築物の高さの最高限度を抑制する意味。

国際経済拠点地区

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）南芦屋浜地区計画で定めた地区のうち、規則で定める地区であって、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 20 号）第 5 条第 3 項の規定により兵庫県知事が指定する地区をいう。

コミュニティ道路

植栽、車止め、ハンブ、カラー舗装等によって、ドライバーがスピードを緩めてしまう構造にし、いわゆる「歩車共存道路」として整備する道路。歩行者優先の道路とすることによって、交通事故を防止するとともに、地区内に不要な通過交通を抑制する。

●サ行

サギスゲ

湿原に生えるカヤツリグサ科の多年草。植物体は地下に細く長い根茎があり、2～3枚の針状葉を付け、草丈は 20～30cm、まばらに生えて全体として群生する。春早く、株から 1 本の花茎を立て、先端に 2～5 個程の小穂をつけて花が咲く。白い綿毛の塊が青田の遠くに白鷺の立つ姿にも見えて、時に美しい。国内では中部以北、北海道に分布している。

潮芦屋ビーチ（人工海浜）

かつて、その美しさを「白砂青松」とうたわれた芦屋浜。そして、場所を遠く南に移したものの、南芦屋浜の南西端に、人工海浜として『潮芦屋ビーチ』が平成 15 年春に誕生した。夏には、水遊びに興じる家族連れやビーチバレーを楽しむ若者らでにぎわい、今では市民の憩いの場として定着している。扇状に広がる砂浜は、長さ約 400 メートル、広さは甲子園球場の約 3 倍。その東端には、磯浜が設けられ、干潮時になると貝やカニ、ヤドカリなどが、子供たちの歓声を誘っている。

潮芦屋プラン

平成 12 年 12 月、兵庫県企業庁において、兵庫県「まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえ、少子・高齢化に対応した、安全、安心で、魅力ある人間サイズのまちづくりに取り組むための整備戦略プランとして「南芦屋浜プラン」を策定した。また、



平成 15 年 3 月には地域の愛称が公募され、柔らかく優雅な響きのある海水を意味する「潮」と全国的にブランド力のある「芦屋」をあわせて「潮芦屋」に決定した。平成 19 年 3 月に時点修正が行われ現在の名称となった。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は定めないものとされている。

市街地開発事業

都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業（土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の 6 事業）。

市民

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」において、「市民」は「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体という。」と規定されていることから、本マスタープランはこの規定に基づき用いている。

シェルター

バス停留所などに付加する小さな屋根。

人口集中地区(D I D)

わが国の国勢調査で昭和 35 年以降用いられている概念で、人口密度が 4,000 人/km²以上の調査区

が互いに隣接して、その人口が 5,000 人以上となっている地区をいう。

人口フレーム

市街化区域の規模は、都市計画区域のおおむね 10 年後の人口及び産業の見通しに基づき必要な居住用地等の必要面積を想定して定める。この市街地人口の目標値を人口フレームという。

シンボルロード

都市や地方の顔となる街路。駅前通や歴史の古い商店街などが多い。シンボルロードに中央公園を配置し、街路樹や沿道建築物の景観を配慮するなど、デザインコントロールした街路が多い。

ストリートファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、道路や歩道に設けるベンチや街路灯、車止めなど。都市景観に資するように彫刻やデザインされたもの。

スカイライン

一般に、山・建物など地上部分が空と画する輪郭線をいうが、都市景観を構成する要素としては、都市の建築物群がシルエット的に形成する線を指す。スカイラインを整えることによって、都市の街並みを調和させ、都市景観を優れたものとする。

スーパーブロック

大規模街区のこと。大規模な街区形成によるまちづくりを進めることで土地の高度利用が図れるほか、敷地内に一定の空地が確保でき、市街地の都市環境整備に効果がある。

成熟したまちづくり

都市施設がほぼ整備され、落ち着きと活力、文化と個性ある豊かさを目指すまちづくりのこと。

成熟住宅地

戦後建設された郊外型住宅地の多くが均一な家族



形態等を反映して、現在ほぼ同時に高齢化といった課題を持つに至っている。こうした住宅地は「老朽化」した住宅地といえる。一方で、既成市街地において、年月を積み重ねて成長や成熟を続けている住宅地がある。これらの住宅地では、社会基盤を良好に維持しつつ、世代交代を積み重ねながら、コミュニティ活動の蓄積や文化活動等の展開によって、熟成した新しさを醸し出している。これらの住宅地を成熟住宅地という。

整備、開発及び保全の方針

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画として、都市計画区域ごとに定める方針。その内容は、①都市計画の目標②土地利用の方針③市街地の開発及び再開発の方針④交通体系の整備方針⑤自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針⑥下水道及び河川の整備方針⑦その他の公共施設の整備方針を定めるものとされている。さらに、都市計画区域の特性に応じて、①市街地整備プログラム②公害防止または環境の改善の方針③都市防災に関する方針④住宅建設の方針を定めることとしている。

親水公園

河川や海岸、池や湖などの水辺をテーマとして、意図的に水に親しむことを趣旨とした公園をいう。

●夕行

第4次芦屋市総合計画

将来の芦屋のまちが、「自然とみどりの中で絆（きずな）を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」であることを目指して、平成21年度から公募市民47人で構成する市民会議を実施し、“私たちの計画”として市民と行政との協働で作成している。計画期間は平成23年度から32年度まで。平成22年12月策定。

第3次芦屋市総合計画

芦屋国際文化住宅都市建設法の理念を基調とし、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市民と行政との協働の基に、個性豊かで都市的魅力にあふれた「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現を目指すことを、まちづくりの将来像にすえている。平成13年3月策定。

地球温暖化

地球の温暖化は二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度の上昇や二酸化炭素の吸収源である森林の減少などによって進むものと考えられている。防止にあたっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要であり、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑制が最大の課題となっている。

地車（だんじり）

祭礼の山車（だし）のこと。三條、芦屋神社（山之町・西之町・精道）と打出天神社の五台の地車がある。江戸時代より曳き始めており、歴史は古い。10月の秋祭りで曳かれる。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

低騒音舗装

排水性舗装などのように、空隙が多い舗装を活用することによって、路面とタイヤで発生する走行音が拡散され、騒音低下効果のある舗装。

低未利用地

有効な用途であるにもかかわらず活用されていない土地や、空閑地のまま存在している状態の土地。



TDM（交通需要マネジメント：Traffic Demand Management）

道路渋滞、排気ガス問題等に対応し、時差出勤、車の相乗り、パーク・アンド・ライド、効率的な物流システムなどにより、自動車交通量の削減や交通量の一時的集中を解消することで、道路交通を管理すること。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。主に、都市部の歩道に利用されることが多い。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。

透水性舗装と排水性舗装の違い

透水性舗装は、雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。構造は、透水性舗装材等（表層）の下に浸透層を設ける。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止や植生・地中生態の改善、地下水のかん養等の効果がある。

排水性舗装とは、排水を目的にした舗装で、高機能舗装との名で高速道路や幹線道路等の車道で採用されている。構造は、粗くしたアスファルトや排水性舗装材等（表層）の下に遮水層（不透層）を設けて、路面に滞留する雨水を積極的に道路の両側にある側溝等の排水構造物へ排水する舗装。走行車両による水はねや水しぶきの緩和による視認性の向上、ハイドロブレーニング現象の緩和や、路面とタイヤで発生する走行音が拡散されることによる低騒音効果もある。

道路の種類

①自動車専用道路：阪神高速道路などのように自動車だけが通行できる道路、②主要（広域）幹線道路：都市拠点間を結ぶ道路、③都市（地域）幹線道路：各地区または、主要な施設の間を結ぶ道路、④補助（地区）幹線道路：主要幹線道路や都市幹線道

路で囲まれた区域内で発生、集中する交通を受け持つ道路、⑤区画道路：街区内に発生、集中する交通を受け持つ道路。

特別景観地区

より良好な景観の創造を図ることが必要な場所について、市全域の景観地区（H21. 7. 1 指定）とは別に指定された景観地区。芦屋川沿岸の景観を守るため、平成 22 年 11 月 1 日に「芦屋川南特別景観地区」を指定している。

特別緑地保全地区

無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地。これらを残していく事を目的とした地区。

都市施設

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市計画区域

都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の範囲をいう。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。昭和 44 年 6 月 3 日、法第 38 号。

●ナ行



ネットワーク

本計画では、例えば道路や都市施設のつながり、あるいは都市施設間の連携網といった意味での使用としている。ネットの本来の意味は「網」で、縦横に張り巡らされたものを表している。

ノーマイカーデー運動

兵庫県では、毎月20日をノーマイカーデーとして、自動車利用の自粛を広く呼びかけるとともに、事業所へのマイカー通勤の自粛等を要請している。

ノンステップバス

高齢者等が乗降しやすいバスとして開発されたもので、在来型で85cmある車両の床面の高さを35cmと低くして、ステップをなくし直接車内に乗降できる構造となっているバス。

●ハ行

バッファゾーン

自動車の通行などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる影響を緩和し、後背地の居住環境を保全するために、道路に沿って配置された緑地や防音壁などの工作物

パートナーシップ

ある関係を構成する各主体が自らの責任と役割を自覚し、お互いの立場を尊重し合いながら、共通の課題に取り組む友好的な関係や協働。

バリアフリー

高齢者や障がいのある人の行動・生活上の物理的・精神的障がいを取り除いた環境。階段などの段差の解消、トイレの手摺の設置など。

阪神間都市計画区域

本市が阪神間の連続した市街地に位置しているこ

とから、用途地域においては広域的な阪神間都市計画として兵庫県が定めており、その区域のこと。

阪神間都市計画の関係市町は、芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・猪名川町の7市1町。

ハンブ

自動車の走行速度を減速させるために道路に平面的に設けたふくらみ。

ヒートアイランド現象

人工物で覆われた都市部などで、日中に蓄えた日射熱の放出により夜間も気温が下がらない現象。等温線が島状になることからこう呼ばれる。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境空間の創造。池沼、湿地、草地、雑木林など、植物・昆虫類・両生類・ほ乳類などの動植物の生息空間のこと。「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Tope とを合成したドイツ語。

保安林

森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備などの目的を達成するために指定する森林で、都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採できないなどの取り決めがある。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。但し、10ha未満は市町村決定。当該地区内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事の許可が必要であり、都市の風致



を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。

福祉のまちづくり条例

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務であるため、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障がいのある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していくために制定された条例。平成4年10月9日施行。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。「遊歩廊」。

歩行者優先道路

車両の進入を規制し、また走行速度の制限を強化することにより、歩行者の安全を確保した道路。

ポケットパーク

僅かなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。また、最近では、密集した住宅地の中に設けられた小公園を指す場合もある。都市部のオープンスペースの少ない地域では、魅力的なくつろぎの空間となる。

●マ行

まちづくり

本マスタープランにおいては、第4次芦屋市総合計画における定義を踏まえて、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切に暮らす暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共

有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこと。また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体をいう。

まちづくり協定

地区住民等の多種多様な価値観やニーズに応えるため、芦屋市住みよいまちづくり条例に基づく制度として平成25年1月に施行。地区住民自らが地域のまちづくりに関し、当該地域において遵守されるべき事項を定めるもの。

マリーナ

マリーナは、防波堤等によって確保した波の穏やかな水域に、ヨットやクルーザーなどの保管施設を備えるとともに、陸上には、艇庫や修理工場、クラブハウス、駐車場等の施設を有する複合施設をいう。

マリーナ・コンプレックス

マリーナを中心として、商業施設や業務施設などの複合施設が一体となった地区。

水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川や海辺などの水辺環境の回復を進めることにより、水と緑を面的かつ線的に関連づけ、潤いのある環境づくりを図ることをいう。

緑の基本計画

まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。都市緑地保全法に基づく。

緑の保全地区

まちの美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な区域で、「芦屋市緑ゆたかな美しいまち



づくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内での木竹の伐採や宅地造成などは市長に届け出る必要があり、市長はそれに対して指導や勧告を行うことができる。

緑のリサイクル

毎年公園や街路樹から発生する剪定枝などを細かく破碎し、良質な土壌改良材やマルチング(被覆)材として再利用すること。

緑ゆたかな美しいまちづくり条例

この条例は、緑のまちづくり・清潔なまちづくり・住みよいまちづくりを進めるために制定された。昭和48年施行、平成11年3月19日全部改正。

●ヤ行

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

子供や高齢者、障がいのある人から健常者まで誰でもが、まちづくりや商品のデザインに関し、利用可能なデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。

用途地域

都市計画法で定められている地域地区で、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途及び容積などにより規制する制度。用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域など12種類の地域がある。

●ラ行

ライフサイクルコスト

施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処分までにかかる生涯費用。建設コストが安価でも、維持管理費に費やす費用が高ければ、ライフサイクルコストが優れているとはいえない。

ライフサイクル二酸化炭素排出量 (LCCO²)

ライフサイクルCO²は、ライフサイクルコストと同様の考えで、建設、運用管理、廃棄処分までに排出される生涯二酸化炭素量。

ライフスタイル

生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択及び社会のかかわり方まで含む、広い意味での生き方。

ライフライン

都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などを総称する。多く、地震対策との関連で取り上げられる。

ランドマーク (Landmark)

都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。

緑化推進地区

市民の生活環境及びまちの美感上緑化の推進を図ることが必要な区域で、「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内では積極的に緑化を推進することが規定されている。芦屋市では、現段階での区域指定は行われていない。

緑被率

ある地域または地区において、緑地の占める割合のこと。

リサイクル

資源として使うこと。資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。

リデュース

ごみになるものを減らすこと。生産工程で出るごみを減らし、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫、製品の寿命を長くすること、生産工程での歩留まりを上げることなどにより、ごみの発生を抑えることができる。

リフューズ

不用なものは受け取らないこと。過剰包装ではなく、簡易包装や簡易梱包に心がけるなど。

リユース

繰り返し使うこと。使用済みの製品をそのままの形状で再使用（リユース）すること。廃棄物の排出量の抑制に寄与するとともに、環境への負荷を生じさせない効果がある。

リペア

修繕・修理すること。ユニット化による構成により、ユニット部品を交換することによって、製品の社会的寿命を長くし、ごみの発生を抑制することができる。

ロードプライジング

高速道路等の有料道路において、料金設定を調整することによって、市内に流入する交通量を抑制または迂回させるもの。

六甲山系グリーンベルト整備事業

六甲山系グリーンベルト整備事業は、表六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市景観や自然環境、緑地景観の保全、創出を図ることを目的として、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面に一連の防災樹林帯を形成する事業。

●ワ行

ワークショップ

市民が、公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、市民の意見が反映されたまちづくりを進めること。